

【関東運輸局 旅客 2 課より】

---

本日(2/26)付で本省旅客課より別添のとおり事務連絡(以下 2 件)がありましたので通知させていただきます。

- ①自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について
- ②自家用車活用事業の運用改善等について

①については、一部地域において日本版ライドシェアの当初の許可期限が到来するにあたり、今後の取り扱いを定めたものです。

②については、これまでの雨天・酷暑対応、イベント対応、災害時対応等など個別に発出されていた事務連絡を、一部内容を改めた上で集約したものになります。

特に①について、発出が大変遅くなり申し訳ありません。

配車アプリが普及している営業区域(特別区武三、京浜、千葉、県南中央)については、一両日中に運輸支局 HP で新たな不足車両数を公表予定です。

上記 4 地域以外についても、現在日本版ライドシェアの運行がされている地域において、運行開始から 2 年経過後も引き続き運行を行う場合

基本的には事業者等(今回協会も追加)からの申出が必要となり、その上でタクシー事業者を対象とした意向調査、配分を改めて行う内容となります。

地域ごとに対応が必要な時期や内容が大きく異なりますので、詳細は随時支局からご案内・ご相談させていただきます。

加えて、許可期限の到来が迫っているタクシー事業者において、今後引き続き日本版ライドシェアの運行を行う場合、改めて許可を受ける必要がありますので、その点についても適切なタイミングで別途支局からご案内させて頂く予定です。

以上、お手数おかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。